

生駒市男女共同参画行動計画(第3次)

ゆうあい You&Iプラン

生駒市男女共同参画都市宣言

私たちは
男女平等を基本理念とし
互いの人権を尊重し
男女が共に一人の人間として自立し
自らの意思で生き方を選択し
社会のあらゆる分野に対等に参画し
喜びと責任を分かち合い
あらゆる人が心豊かに生き生きと暮らせる生駒市を築くため
ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成 20 年 2 月 10 日

男女共同参画社会とは、
男女が社会の対等な構成員として、
あらゆる場で、
その個性と能力を十分発揮できる社会です。



計画の趣旨

わが国においては、「男女共同参画社会の実現」が緊要な課題となっています。「男女共同参画社会基本法」においては、「男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」（前文）と位置づけ、さまざまな取り組みが進んでいます。

本市では、平成 8 年に「生駒市女性行動計画 女と男 ひとひと You&I プラン」を、平成 17 年に「生駒市男女共同参画行動計画 女と男 ひとひと You&I プラン（第 2 次）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを行ってきました。

しかし、職場や家庭、地域活動の場においては、従来の固定的な性別役割分担意識が依然として残っている上、重大な人権侵害である配偶者や交際相手からの暴力などの問題も生じています。

また、少子高齢化・人口減少が進む中で、男性の子育てや介護、地域活動への参加、女性のさらなる社会進出など、男女がともにあらゆる分野に参画できる環境を構築することが求められています。

このようなことから、男女が平等でお互いの人権が尊重され、社会のあらゆる分野でだれもが個性や能力を発揮できるよう、さらなる取り組みを推進するため、「生駒市男女共同参画行動計画（第 3 次）」を策定するものです。

計画の位置づけ

本計画は、「生駒市男女共同参画推進条例」第 10 条及び「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく計画です。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」第 2 条の 3 第 3 項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」です。

計画の期間

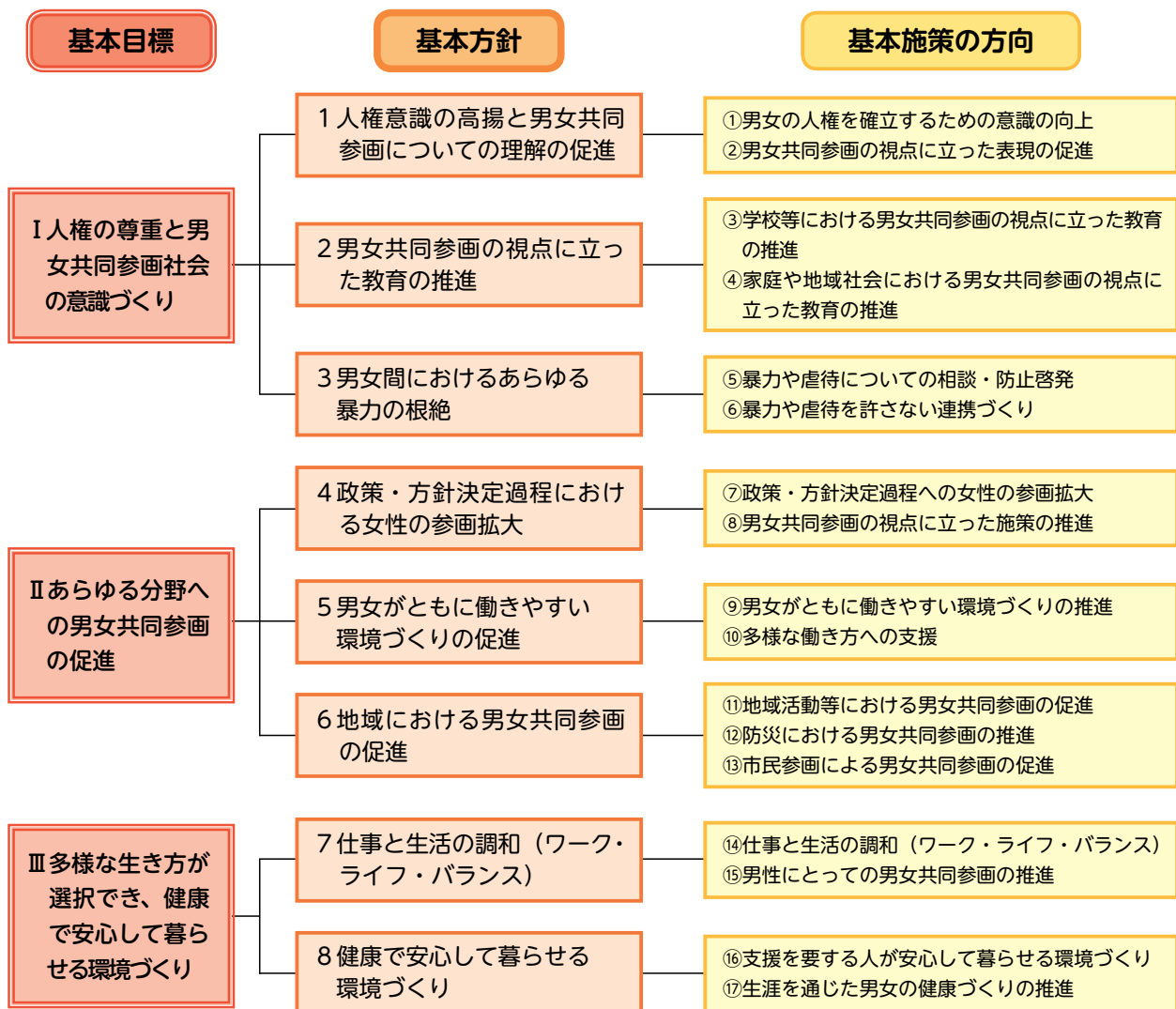
計画期間は、平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間とします。

ただし、社会情勢の変化や本計画の進捗状況等を考慮し、5 年後をめどに計画の見直しを行います。



「生駒市男女共同参画推進条例」に掲げる7つの基本理念を、この計画の基本理念としています。

計画の施策体系

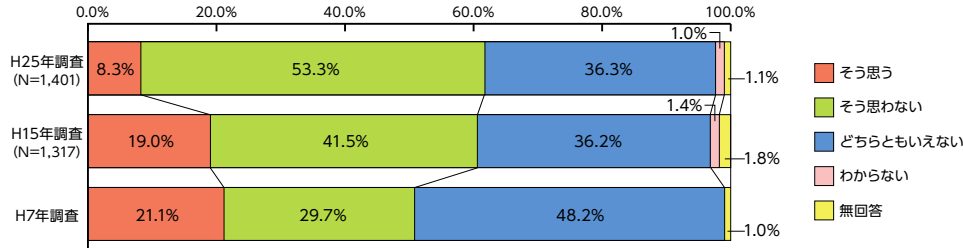


基本目標 I 人権の尊重と男女共同参画社会の意識づくり

基本方針 1 人権意識の高揚と男女共同参画についての理解の促進

人々が性別に関わりなく、その意思と能力をもってあらゆる分野に参画していくためには、男女の固定的な性別役割分担意識が払拭されることが必要です。市民アンケート調査では、固定的な性別役割分担意識に対する否定的な意見が増加する傾向にあります。実生活では家事・子育て・介護などの大半を女性が担っている現状があり、今後さらに幅広い層を対象に、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発に取り組みます。

■性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」といった考え方）について一経年変化



今後の主な取り組み

- 講座や研修、イベント等、男女共同参画に関する啓発事業の開催
- 男女共同参画に関する情報収集や提供、広報活動の推進

市民のみなさんは...

講座やイベントなどに積極的に参加し、男女共同参画について考えましょう。

指標

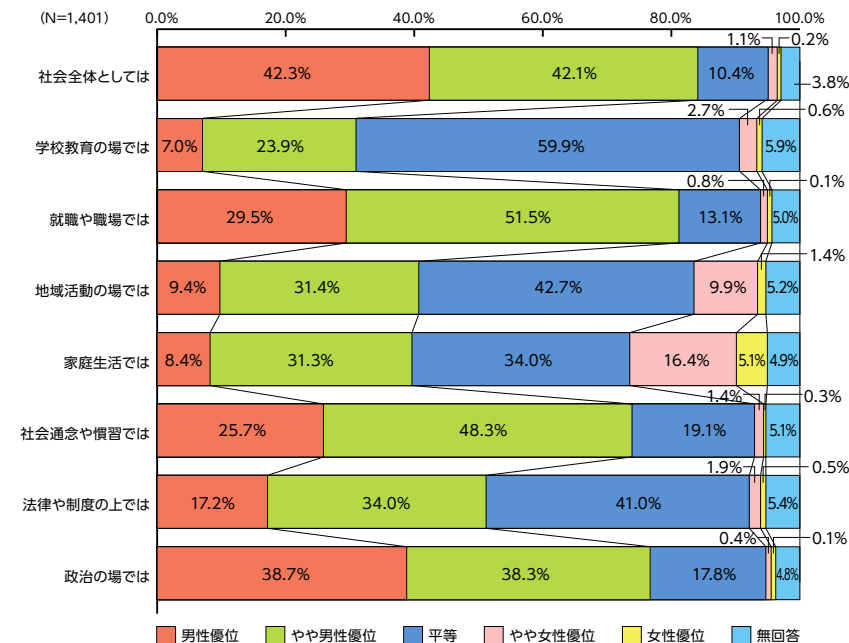
性別役割分担意識を否定する人の割合
 (H25) 53.3%
 ↓
 (H36) 60%

基本方針 2 男女共同参画の視点に立った教育の推進

男女共同参画の意識を醸成するためには、子どもの頃からの教育や意識啓発が大きく影響することから、学校等において、男女平等の考えに基づいた教育を推進し、一人ひとりの個性を尊重した教育を行うとともに、保護者への意識啓発も重要です。

また、学校や家庭などに加えて、多様な学習の場を通じて男女共同参画の意識啓発を図るとともに、だれもが男女共同参画について気軽に学べるよう、さまざまな学習機会を提供する必要があります。

■男女の地位の平等感（平成25年度市民アンケート調査）



今後の主な取り組み

- 男女共同参画と個性の尊重を重視する保育・教育の推進
- 家庭や地域社会における男女共同参画に関する啓発や講座等の実施

市民のみなさんは...

性別にとらわれず、一人ひとりの個性や特性に応じて子どもに接しましょう。

指標

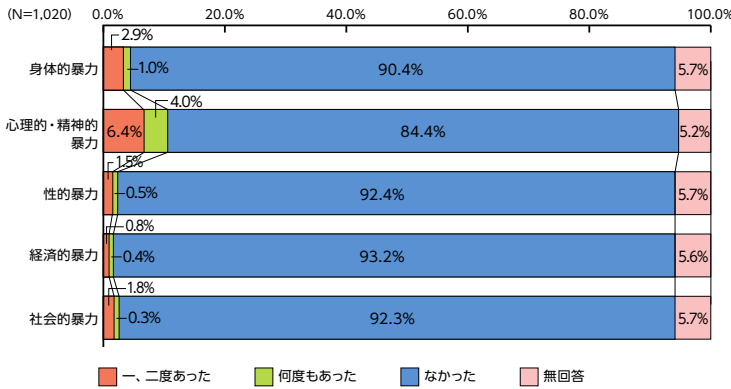
男女共同参画プラザ出前講座の実施回数
 H27 から H36 までに
 40回

基本方針3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

【生駒市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（DV防止基本計画）】

ドメスティック・バイオレンス（DV）等の被害者の多くが女性である背景には、固定的な性別役割分担意識や男女の社会的、経済的な格差等の問題があると言われています。女性に対する暴力は女性の人権に対する重大な侵害であり、男女がともに個人として尊重される社会の実現のために、早急に対応すべき重要課題です。DV防止や早期発見のための啓発や関係機関との連携等、防止対策や支援体制の充実に取り組んでいきます。

■DVを受けた経験（平成25年度市民アンケート調査）



今後の主な取り組み

- DV（デートDVを含む）やストーカー等の暴力、虐待防止に関する啓発や研修会の開催
- 相談窓口の充実や関係機関との連携等、支援体制の充実

市民のみなさんは…

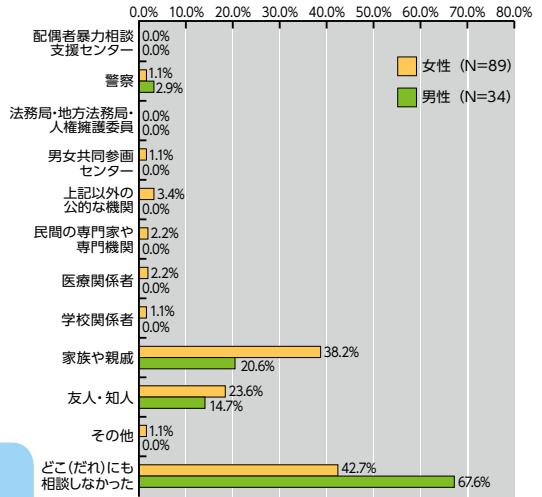
- 暴力被害について思い当たることがあれば、相談機関等に相談しましょう。
- 行政や関係機関、地域の人々と連携し、差別的な事象や暴力、虐待防止に協働で取り組みましょう。

指標

DV被害にあったとき、どこ（だれ）にも相談しなかった人の割合
 (H25) 49.2% → (H36) **30%**

■DVを受けたときの相談相手—性別

（平成25年度市民アンケート調査）

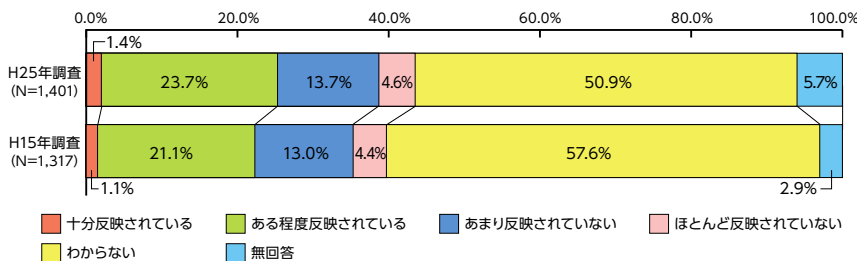


基本目標II あらゆる分野への男女共同参画の促進

基本方針4 政策・方針決定過程における女性の参画拡大

政策・方針決定過程に男女が参画する機会が確保されることは、男女が利益を享受し、ともに責任を担うべき男女共同参画社会の基盤を成すものです。女性の参画はさまざまな分野で進んできていますが、十分とはいえない状況です。女性が能力を発揮し、あらゆる分野で多様な価値観や発想が取り入れられるよう、女性の活躍推進に向けた支援や参画拡大に、今後より一層取り組む必要があります。

■生駒市の政策への女性の意見の反映状況—経年変化



今後の主な取り組み

- 審議会委員等への女性の参画促進
- 女性のエンパワーメントに向けた意識啓発と学習活動への支援
- 市役所女性職員の管理監督者への登用の推進

市民・事業者のみなさんは…

- 市政に関心を持ち、意見反映の機会や場に積極的に参画しましょう。
- 事業者は、女性の管理職への積極的な登用を進めましょう。

指標

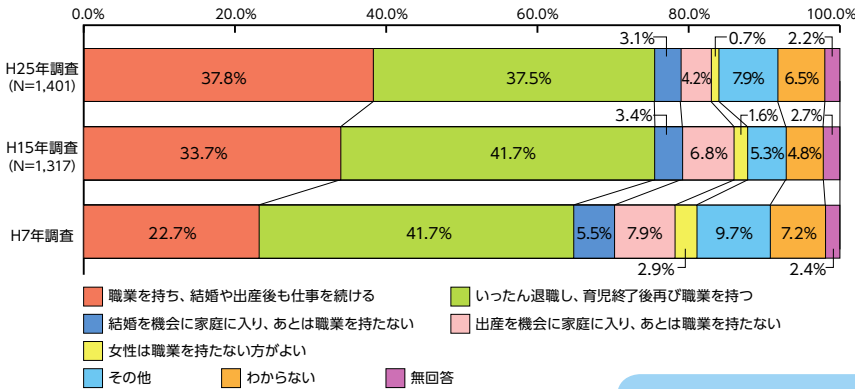
審議会等における女性委員の割合
 (H26) 33.1% → (H36) **40%**
 市職員の管理職（課長補佐級以上）における女性の登用割合
 (H26) 21.8% → (H30) **30%**

基本方針5 男女がともに働きやすい環境づくりの促進

働きたい人が、性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりは、ダイバーシティ（多様性）の推進につながり、経済社会の活力の源という点からも大きな意義を持ちます。

女性が働くことの意義や、男女がともに働きやすい職場環境の整備に向けた啓発を進めるほか、雇用の場において、男女の均等な機会と待遇が確保され、安定した生活基盤を築いていくことができるよう、雇用における男女平等についての啓発活動に取り組みます。

■女性が職業を持つことについての考え－経年変化



今後の主な取り組み

- 雇用における男女平等や仕事と育児・介護の両立など就労環境の整備に向けた啓発
- 出産や子育てなどにより就労から離れた人の再就職支援

指標

30歳代、40歳代の女性の就業率
30歳代
 (H22) 53.0% → (H36) **60%**
40歳代
 (H22) 59.7% → (H36) **70%**

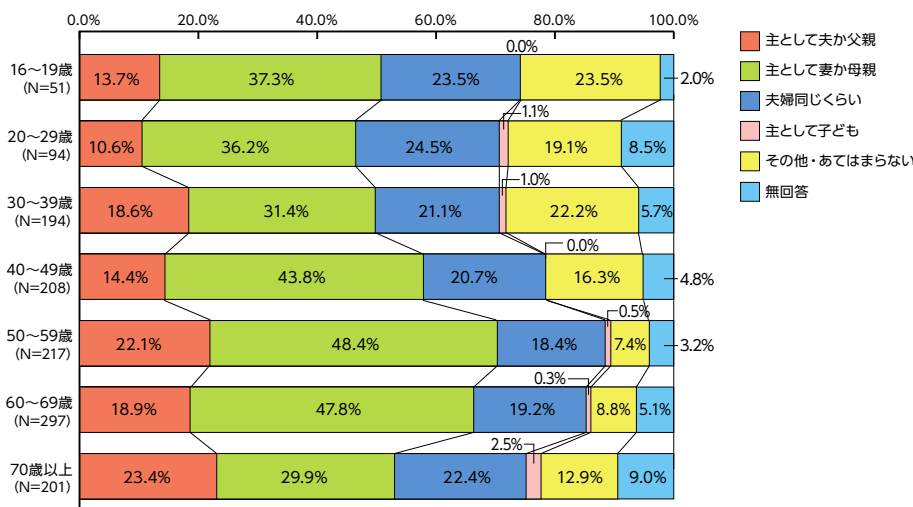
事業者のみなさんは…

- 男女がともに育児休業や介護休業がとりやすい環境を整えましょう。
- 女性の職域拡大や管理職への登用促進などに向けた積極的改善措置の取り組みを進めましょう
- セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止について取り組みましょう。

基本方針6 地域における男女共同参画の促進

少子高齢化や人間関係の希薄化などによる社会情勢の変化により、地域で抱える課題が多様化しています。男女共同参画の視点に立ち、男女が協力して解決することは、地域の活性化や、一人ひとりが喜びと責任を分かち合える男女共同参画社会の形成につながるものと期待されます。防災や環境、子育て支援など、さまざまな分野で市民と協働し、地域が主体的に活動できるよう支援していきます。

■家庭における役割分担（自治会などの地域活動）－年齢別（平成25年度市民アンケート調査）



今後の主な取り組み

- ボランティア活動の推進や支援
- 男女共同参画の視点を踏まえた防災知識の普及と学習機会の拡充
- 市民との協働による施策・事業の推進

市民のみなさんは…

- 男女ともに生涯学習をはじめ、さまざまな地域活動に取り組みましょう。
- 地域における環境学習や災害、防災に関する知識の習得に努めましょう。

指標

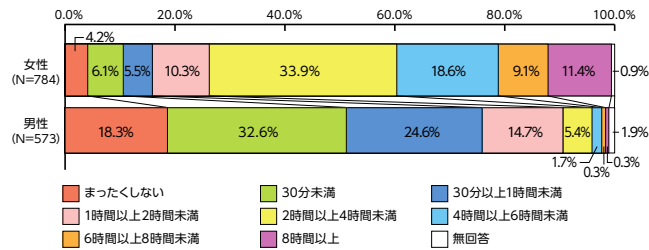
市民活動推進センターららポート登録団体数
 (H25) **68 団体**
 ↓
 (H31) **95 団体**

基本目標Ⅲ 多様な生き方が選択でき、健康で安心して暮らせる環境づくり

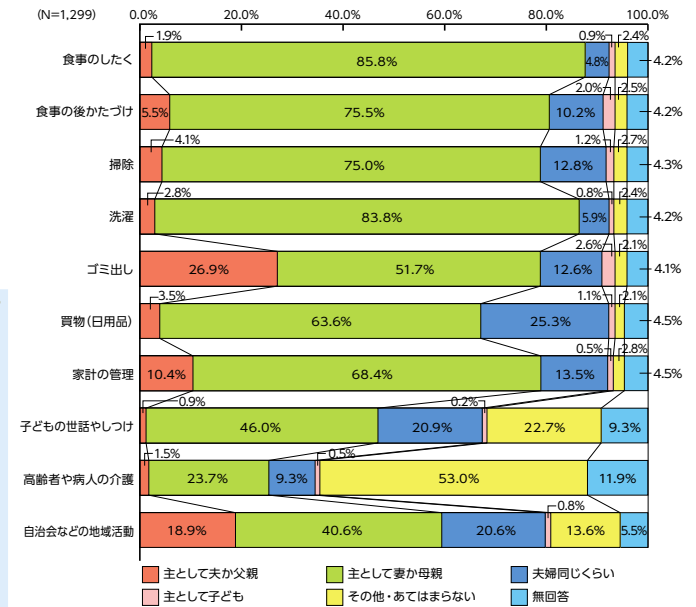
基本方針7 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

仕事、家庭生活、地域活動、個人の時間等を自らの希望するバランスで保つことは、豊かな人生につながるものです。男女共同参画社会が男性にとっても女性にとっても生きやすい社会になるという認識のもと、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた社会的気運の醸成、長時間労働の抑制、多様な働き方の普及、男性の家事・育児・介護への参画の促進、職場環境の整備等を進めていくことが必要です。

■ 平日の家事時間－性別（平成25年度市民アンケート調査）



■ 家事・育児等の役割分担（平成25年度市民アンケート調査）

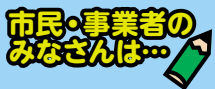


今後の主な取り組み

- 子育て支援や介護サービス等の充実
- 男性の家事・育児等の家庭生活、地域活動への参加支援
- 市役所におけるモデル事業所としての取り組みの推進

指標

保育所待機児童数
(H26) 59人
→ (H31) 0人
男性の平日の家事労働時間について「全くしない人」の割合
(H25) 18.3%
→ (H36) 10%



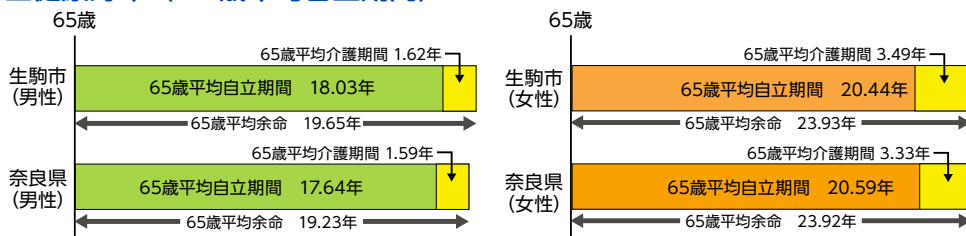
- 家事・育児・介護など、家庭のあらゆることを家族みんなで協力し、分担しましょう。
- 長時間労働の抑制など、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場づくりに取り組みましょう。

基本方針8 健康で安心して暮らせる環境づくり

高齢者や障がい者、ひとり親家庭など、支援を必要とする人が住み慣れた地域で生きいきと自立した生活を送れるよう、介護や福祉サービス等の充実に努めるとともに、支え合いのある地域づくり、だれもが安心して住めるまちづくりを推進します。

また、男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の形成を図る上での前提となるものです。男女がお互いの性と生命について尊重し合い、主体的に自身の健康を管理できるよう、生涯にわたる健康づくりを支援します。

■ 健康寿命（65歳平均自立期間）



指標

年1回健康診断を受診している人の割合
(H24) 61.4%
→ (H34) 80%
成人の週1回以上のスポーツ実施率
(H22) 40.8%
→ (H32) 50%

今後の主な取り組み

- ひとり親家庭や高齢者、障がい者(児)の自立支援
- 地域の見守り体制の整備など、安全で安心なまちづくりの推進
- ライフステージに応じた保健対策や健康管理体制の充実



- 困ったときは1人で抱え込まず、相談しましょう。
- 妊娠・出産期の女性の状態や生まれてくる子どもについて理解を深めるため、男性も積極的に母子保健事業に参加しましょう。
- 自らの健康に関心を持ち、健康診断の受診や運動など、健康づくりに取り組みましょう。

計画の推進

本計画の取り組みは、さまざまな分野にまたがっており、これらの取り組みを総合的かつ効果的に進めるには、行政だけでなく市民や事業者、関係団体等がそれぞれの分野で役割を果たしていくことが必要です。

◆生駒市男女共同参画審議会

「生駒市男女共同参画推進条例」第23条に基づく執行機関の附属機関として、市長の諮問に応じて行動計画の策定、その他男女共同参画の推進に関する事項について調査審議します。

◆庁内における推進体制の充実

男女共同参画施策の着実な推進に向けて、関係各課の連携を図るとともに、庁内で組織する「生駒市男女共同参画施策推進会議」を開催し、庁内体制の充実を図ります。

◆国、県、関係団体等との連携、協力

本計画の推進にあたり、国、県や近隣自治体、関係団体等との連携を図るとともに、広域的な視点に立った施策を展開するために、情報収集や本市からの情報発信を積極的に行います。

用語解説(50音順)

【エンパワーメント (Empowerment)】

社会の一員として自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し行動していくこと。

【性別役割分担意識】

「男は仕事、女は家庭」、「男は主、女は従」といった、性別によって役割を固定する考え方や意識のこと。

【セクシュアル・ハラスメント (Sexual harassment)】

職場において他の者（職員以外も含む）を不快にさせる性的な言動及び職場外において職員が他の職員を不快にさせる性的な言動。

【積極的改善措置 (Positive action)】

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会の男女間格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること。

【デートDV】

高校生や大学生など交際中の若いカップルの間で起こる暴力のこと。

【ドメスティック・バイオレンス (Domestic violence)】

夫婦や恋人など親密な関係にある、またはあった男女間において、男性から女性への暴力という意味で使われることが多い。暴力には、身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇による精神的暴力、人とのつき合いを制限する社会的暴力、性行為の強要などの性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力がある。

【パワー・ハラスメント (Power harassment)】

同じ職場で働く者に対し、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

【ワーク・ライフ・バランス (Work-life balance)】

「仕事と生活の調和」と訳され、だれもがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

発行 平成27年3月
生駒市市民部人権施策課 男女共同参画プラザ
〒630-0257 奈良県生駒市元町1丁目6番12号 生駒セイセイビル1階
TEL 0743-75-0237 FAX 0743-73-0555